

平成28年度 集団指導資料

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)
(夜間対応型訪問介護)



平成29年3月

岡山市保健福祉局 事業者指導課

岡山市保健福祉局 事業者指導課ホームページ (運営：岡山市)

http://www.city.okayama.jp/hohuku/jigyousyasidou/jigyousyasidou_00003.html

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護 / 夜間対応型訪問介護)

目 次

日時：平成29年3月14日(火)

場所：岡山市事業者指導課 会議室

1	主な関係法令等	1
2	運営上の主な留意事項について	6
	・厚生労働省資料「定期巡回随時対応型訪問介護看護の概要」 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/gaiyo/teikijunkai.html	7
3	各種情報提供について	
	・月額包括報酬の日割り請求にかかる適用について	28
	・住所地特例について	33
	・外部評価の手続きの変更について	34
	・岡山市の定期巡回・随時対応型事業所の状況	50
4	事業者指導課からのお知らせ	52
	・質問票	

【別冊資料】

- ・岡山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(抜粋)
- ・厚生労働省 介護サービス関係Q&A集
http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/index_qa.html より抜粋
- ・高齢者虐待防止学習テキスト(認知症介護研究・研修仙台センター)

岡山市保健福祉局事業者指導課ホームページ(運営：岡山市)

http://www.city.okayama.jp/hohuku/jigyousyasidou/jigyousyasidou_00003.html

岡山市トップページ > 市政情報 > 組織・部署案内 > 保健福祉局 > 事業者指導課

1 主な関係法令等

- ・介護保険法（平成9年法律第123号）
- ・介護保険法施行令（平成10年政令第412号）
- ・介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）

【基準関係】

◎岡山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岡山市条例第86号）※資料中は「地域密着条例」という。

◎岡山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成24年岡山市規則第99号）

- 〔 ・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
（平成18年厚生労働省令第34号） 〕

◎岡山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年岡山市条例第91号）

◎岡山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（平成24年岡山市規則第104号）

- 〔 ・指定地域密着型介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
（平成18年厚生労働省令第36号） 〕

◎介護保険法に基づき条例で規定された指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの基準等について（平成25年3月22日岡事指第1213号）

- 〔 ・指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について
（平成18年老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号） 〕

【報酬関係】

- ・指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準
（平成18年厚生労働省告示第126号）
- ・指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準
（平成18年厚生労働省告示第128号）
- ・指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
（平成18年老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号）

- ・厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成24年厚生労働省告示第95号）
- ・厚生労働大臣が定める基準（平成24年厚生労働省告示第96号）
- ・厚生労働大臣が定める施設基準（平成24年厚生労働省告示第97号）
- ・厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年厚生省告示第27号）
- ・厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成12年厚生省告示第29号）
- ・「地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修に規定する研修について
（平成24年老高発0316第2号・老振発0316第2号・老老発0316第6号）
- ・通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年老企第54号）
- ・介護保険施設等におけるおむつ代に係る利用料の徴収について
（平成12老振第25号・老健第94号）
- ・介護保険施設等における日常生活費等の受領について
（平成12年老振第75号・老健第122号）

◎岡山市の条例、規則、通知は岡山市のホームページでご確認ください。

http://www.city.okayama.jp/hohuku/jigyousyasidou/jigyousyasidou_00070.html

■国の法令・通知等は、次の書籍、ホームページ等でご確認ください■

書籍：介護報酬の解釈 1 単位数表編（発行：社会保険研究所：青本）
 介護報酬の解釈 2 指定基準編（発行：社会保険研究所：赤本）
 介護報酬の解釈 3 Q A ・法令編（発行：社会保険研究所：緑本）

ホームページ：「厚生労働省 法令等データベースシステム」

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/>

「総務省 法令データ提供システム」

<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>

「厚生労働省 平成27年度介護報酬改定について」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000080101.html>

「厚生労働省 介護サービス関係Q & A」

http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/index_qa.html

「WAM. NET（運営：独立行政法人福祉医療機構）」

<http://www.wam.go.jp/>

□指定地域密着型サービスの事業の一般原則

「地域密着条例」＜抜粋＞

第3条

- 4 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
- 6 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、本市、地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

□基準の性格について

「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（平成18年3月31日老計発第0331004号 老振発第0331004号 老老発第0331017号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）（以下「平成18年解釈通知」という）

＜抜粋＞

第一 基準の性格

- 1 基準は、指定地域密着型サービスの事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定地域密着型サービス事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければならないこと。
- 2 指定地域密着型サービスの事業を行う者又は行おうとする者が満たすべき基準等を満たさない場合には、指定地域密着型サービスの指定又は更新は受けられず、また、基準に違反することが明らかになった場合には、①相当の期間を定めて基準を遵守する勧告を行い、②相当の期間内に勧告に従わなかったときは、事業者名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表し、③正当な理由が無く、当該勧告に係る措置をとらなかったときは、相当の期間を定めて当該勧告に係る措置をとるよう命令することができるものであること。ただし、③の命令をした場合には事業者名、命令に至った経緯等を公表しなければならない。なお、③の命令に従わない場合には、当該指定を取り消すこと、又は取り消しを行う前に相当の期間を定めて指定の全部又は一部の効力を停止すること（不適正なサービスが行われていることが判明した場合、当該サービスに係る介護報酬の請求を停止させること）ができる。ただし、次に掲げる場合には、基準に従った適正な運営ができなくなったものとして、直ちに指定を取り消すこと又は指定の全部又は一部の効力を停止することができるものであること。
 - ① 次に掲げるときその他の事業者が自己の利益を計るために基準に違反したとき
 - イ 指定地域密着型サービスの提供に際して利用者が負担すべき額の支払いを適正に受けなかったとき
 - ロ 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与したとき
 - ハ 居宅介護支援事業者又はその従業者から、事業所の退去者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受したとき
 - ② 利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき
 - ③ その他①又は②に準ずる重大かつ明白な基準違反があったとき
- 3 特に、指定地域密着型サービスの事業の多くの分野においては、基準に合致することを前提に自由に事業への参入を認めていること等にかんがみ、基準違反に対しては、厳正に対応すべきであること。

□用語の定義について

「平成18年解釈通知」〈抜粋〉

第二 総論 2 用語の定義

(1) 「常勤換算方法」

当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、指定小規模多機能型居宅介護事業所と指定認知症対応型共同生活介護事業所を併設している場合であって、ある従業者が指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者と指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護従業者を兼務する場合、指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者の勤務延時間数には、指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者としての勤務時間だけを算入することとなるものであること。

(2) 「勤務延時間数」

勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービス提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、従事者1人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。

(3) 「常勤」

当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものである。ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。

また、同一の事業者によって当該事業所に併設されている事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。例えば、1の事業者によって行われる指定訪問介護事業所と指定居宅介護支援事業所が併設されている場合、指定訪問介護事業所の管理者と指定居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。

(4) 「専ら従事する」「専ら提供に当たる」

原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。

□サービス種類相互の算定関係について

「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」

(平成18年3月31日老計発第0331005号老振発第0331005号老老発第0331018号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知) (以下「平成18年留意事項通知」という)

<抜粋>

指定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護を受けている間については、その他の指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに係る介護給付費(居宅療養管理指導費は除く。)は算定しないものであること。ただし、指定特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護の提供に必要な場合には、当該事業者の費用負担により、その利用者に対してその他の居宅サービス又は地域密着型サービスを利用させることは差支えないものであること。また短期入所生活介護又は短期入所療養介護を受けている間については、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護費及び通所リハビリテーション費並びに定期巡回・随時対応型訪問介護看護費、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスは算定しないものであること。

なお、小規模多機能型居宅介護を受けている間については、訪問看護費、訪問リハビリテーション費、居宅療養管理指導費及び福祉用具貸与費を除く指定居宅サービス並びに指定地域密着型サービスに係る費用の額は算定しないものであること。

なお、看護小規模多機能型指定居宅介護を受けている間については、訪問リハビリテーション費、居宅療養管理指導費及び福祉用具貸与費を除く指定居宅サービス並びに指定地域密着型サービスに係る費用の額は算定しないものであること。

また、同一時間帯に通所サービスと訪問サービスを利用した場合は、訪問サービスの所定単位数は算定できない。

地域密着条例(別冊資料)の条文を参照してください。

2 運営上の主な留意事項について

■基本方針（地域密着条例第4条・第46条）

【定期巡回】地域密着型サービスに該当する定期巡回・随時対応型訪問介護看護（以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うとともに、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものでなければならない。

【夜間】指定地域密着型サービスに該当する夜間対応型訪問介護（以下「指定夜間対応型訪問介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、夜間において、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応その他の夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うものでなければならない。

■提供するサービス

【定期巡回】（地域密着条例第5条）

- ①定期巡回サービス 訪問介護員等が定期的に利用者の居宅を訪問して行う日常生活上の世話
- ②随時対応サービス あらかじめ利用者の心身の状況、環境等を把握したうえで、随時、利用者・家族からの通報を受け、通用内容等をもとに相談援助、訪問介護員等の訪問、看護師等による対応の可否等を判断する。
- ③随時訪問サービス ②での訪問の要否等の判断にもとづき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問し、日常生活上の世話を行う。
- ④訪問看護サービス 看護師等が利用者の居宅を訪問し、療養上の世話・必要な診療の補助を行う。

※一体型の事業所は①～④、連携型の事業所は①～③を自ら提供、④は連携先の訪問看護事業所が提供。

【夜間】（地域密着条例第47条）

- ①定期巡回サービス 訪問介護員等が定期的に利用者の居宅を訪問して行う夜間対応型訪問介護
- ②オペレーションセンターサービス あらかじめ利用者の心身の状況、環境等を把握したうえで、随時、利用者・家族からの通報を受け、通用内容等をもとに訪問介護員等の訪問の要否等を判断するサービス。
- ③随時訪問サービス ②での訪問の要否等の判断にもとづき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して行う夜間対応型訪問介護。

※夜間対応型訪問介護を提供する時間帯は、各事業所で設定することになるが、22時～6時は最低限含むこと。8時～18時までの時間帯を含むことは認められない。

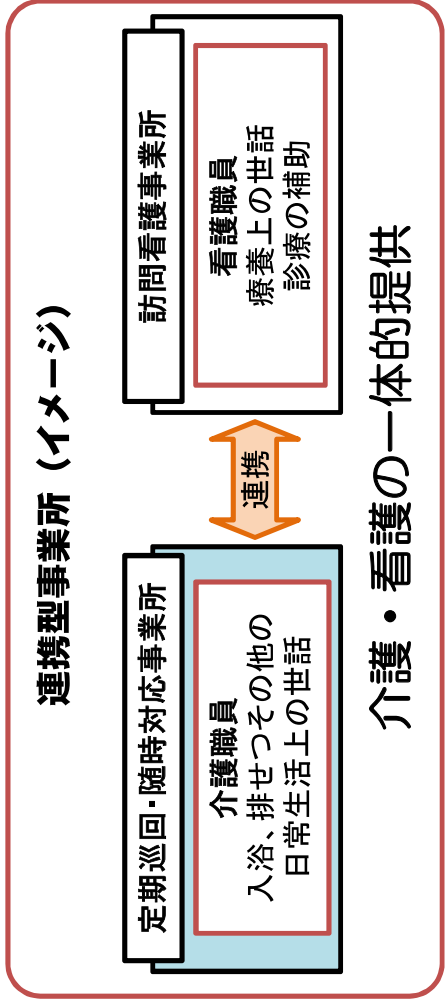
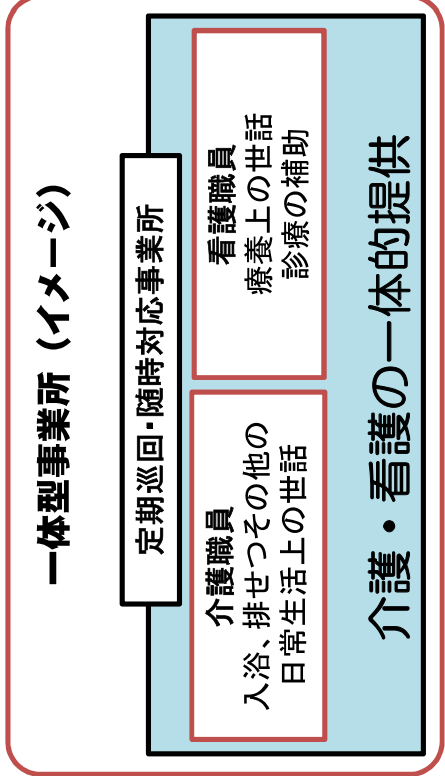
定期巡回・随時対応サービスの定義

- 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」については、次の二つの類型を定義。
 - ① 一つの事業所で訪問介護と訪問看護のサービスを一体的に提供する「一体型事業所」
 - ② 事業所が地域の訪問看護事業所と連携をしてサービスを提供する「連携型事業所」
- ⇒ 訪問看護（居宅での療養上の世話・診療の補助）は連携先の訪問看護事業所が提供
- いずれにおいても、医師の指示に基づく看護サービスが必要としない利用者が含まれる。

新介護保険法（平成24年4月1日施行分）

第8条

- 15 この法律において「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
- 一 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、その者の居宅において、介護福祉士その他第二項の政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるものを行うとともに、看護師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行うこと。ただし、療養上の世話又は必要な診療の補助については、主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認められた居宅要介護者についてのものに限る。
 - 二 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、訪問看護を行う事業所と連携しつつ、その者の居宅において介護福祉士その他第二項の政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるものを行うこと。



定期巡回・随時対応サービスの介護報酬

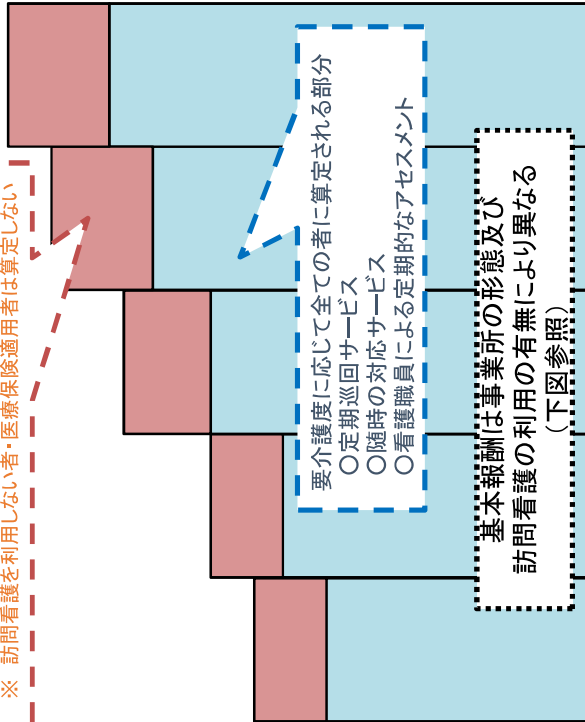
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護のイメージ（1月あたり）

※加算・減算は主なものを記載

利用者の要介護度に応じた基本サービス費

医師の指示に基づく看護を受ける者に算定される部分
(看護職員による療養上の世話又は診療の補助)

※ 訪問看護を利用しない者・医療保険適用者は算定しない



利用者の状態に応じたサービス提供や事業所の体制に対する加算・減算

- 利用開始日から30日以内の期間 (30単位/日)
- 退院退所時、医師等と共同指導した場合 (600単位/回)
- 市町村が定める要件を満たす場合 (500単位を上限)
- 介護福祉士や常勤職員等の割合や職員研修の実施等の要件を満たす場合
 - 介護福祉士4割以上: 640単位
 - 介護福祉士3割以上: 500単位
 - 常勤職員等: 350単位
- 緊急時の訪問看護サービスの提供 (290単位/月)
- 死亡日及び死亡前14日以内に実施したターミナルケアを評価 (2,000単位/死亡月)
- 包括サービスとしての総合的なサービス提供 (1,000単位/月)

- 介護職員処遇改善加算
- 加算Ⅰ: 8.6% ・加算Ⅱ: 4.8%
 - 加算Ⅲ: 加算Ⅱ × 0.9
 - 加算Ⅳ: 加算Ⅱ × 0.8

- 同一建物に居住する利用者に対するサービス提供 (△600単位/月)
- 通所系サービス又は短期入所系サービスを利用した場合の減算
 - 通所系サービス利用1日当たり△62単位～△322単位
 - 短期入所系サービス利用時は、短期入所系サービスの利用日数に応じて日割り計算

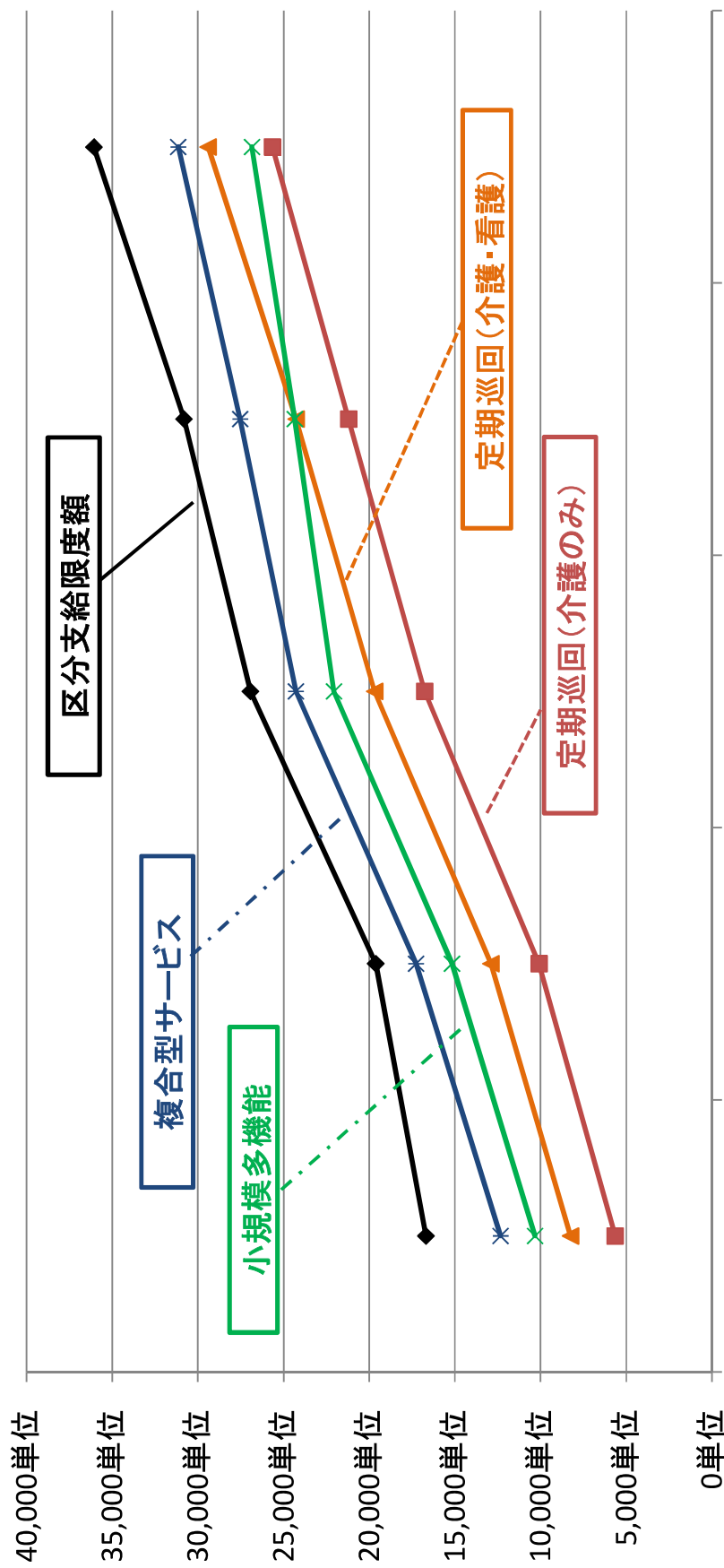
(注1) 点線枠の加算は、区分支給限度基準額の算定対象外 (注2) □は、一体型事業所のみ算定。

	一体型事業所	
	介護・看護利用者	介護利用者
要介護1	8, 255単位	5, 658単位
要介護2	12, 897単位	10, 100単位
要介護3	19, 686単位	16, 769単位
要介護4	24, 268単位	21, 212単位
要介護5	29, 399単位	25, 654単位

	連携型事業所	
	介護分を評価	連携先訪問看護事業所を利用する場合の訪問看護費 (連携先で算定)
	5, 658単位	2, 935単位
	10, 100単位	
	16, 769単位	
	21, 212単位	
	25, 654単位	



定期巡回・随時対応サービスの介護報酬（基本単位の比較）



	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
区分支給限度額	16,692単位	19,616単位	26,931単位	30,806単位	36,065単位
定期巡回(介護のみ)	5,658単位	10,100単位	16,769単位	21,212単位	25,654単位
定期巡回(介護・看護)	8,255単位	12,897単位	19,686単位	24,268単位	29,399単位
小規模多機能型居宅介護	10,320単位	15,167単位	22,062単位	24,350単位	26,849単位
複合型サービス	12,341単位	17,268単位	24,274単位	27,531単位	31,141単位

定期巡回・随時対応サービスの介護報酬（他サービスの利用）

1. 併用できないサービス

次のサービスについては、サービス内容が重複することから、定期巡回・随時対応サービス利用時は算定しない。

- 訪問介護（通院等乗降介助を除く。） ○ 訪問看護（連携型利用時を除く。） ○ 夜間対応型訪問介護

2. 通所系サービス、短期入所系サービス利用時の日割り計算

区分支給限度額の範囲内で、柔軟に通所・短期入所二ーズに対応するため、次のとおり日割り計算を行う。

- 通所系サービス利用時には、**1日分の単価の3分の1(33%)相当額**を日割り減算する。
- 短期入所系サービス時には、**短期入所系サービスの利用日数に応じた日割り計算**を行う。

3. 医療保険の訪問看護利用時

- 当該期間については、介護のみ利用者の単位数を算定する。

(計算例1) 通所介護利用時

- 要介護3の介護・看護利用者
- 月8回通所介護を利用

19,686単位 - (216単位 × 8回) = 17,958単位
(利用者負担全体としては、これに通所介護費が追加)

(通所系サービス利用時の1日当たり減算額)

	介護・看護利用者	介護利用者
要介護1	▲91単位	▲62単位
要介護2	▲141単位	▲111単位
要介護3	▲216単位	▲184単位
要介護4	▲266単位	▲233単位
要介護5	▲322単位	▲281単位

(計算例2) 短期入所生活介護利用時

- 要介護3の介護・看護利用者
- 平成27年4月に8日短期入所生活介護を利用

648単位 × (30日 - 7日(※)) = 14,904単位
(利用者負担全体としては、これに短期入所生活介護費が追加)

※ 退所日については、減算の対象としない

(短期入所利用時の1日当たり日割り単価)

	介護・看護利用者	介護利用者
要介護1	272単位	186単位
要介護2	424単位	332単位
要介護3	648単位	552単位
要介護4	798単位	698単位
要介護5	967単位	844単位

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員・設備基準

職種	資格等	必要な員数等
訪問介護員等	定期巡回サービスを行う訪問介護員等	<ul style="list-style-type: none"> 交通事情、訪問頻度等を勘案し適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上
	随時訪問サービスを行う訪問介護員等	<ul style="list-style-type: none"> 常時、専ら随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員が1人以上確保されるための必要数（利用者の処遇に支障がない場合、定期巡回サービスに従事することができる。） 夜間・深夜・早朝の時間帯についてはオペレーターが随時訪問サービスを行う訪問介護員等を兼務可能。
看護職員	保健師 看護師、准看護師 PT、OT、ST	<ul style="list-style-type: none"> 2.5以上（併設訪問看護事業所と合算可能） 常時オンコール体制を確保
オペレーター	看護師、介護福祉士等（※）のうち、常勤の者1人以上 ＋ 3年以上訪問介護のサービス提供責任者として従事した者	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の処遇に支障がない範囲で、当該事業所の他職種（同一敷地内及び道路を隔てて隣接する他の事業所・施設等）（特養・老健等の夜勤職員、訪問介護のサービス提供責任者、夜間対応型訪問介護のオペレーター）との兼務可能
上記の従業者のうち、1人以上を計画作成責任者とする。	看護師、介護福祉士等（※）のうち、1人以上	
管理者	（※）・・・看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、介護支援専門員	<ul style="list-style-type: none"> 常勤・専従の者（当該事業所の職務や併設事業所の管理者等との兼務を認める。）

（注） ……介護・看護一体型にのみ配置が必要となる職種（介護・看護連携型の場合は連携先の訪問看護事業所に配置される）

※1 訪問介護員等については、利用者の処遇に支障がない範囲で、他の施設等の夜勤職員（加配されている者に限る）との兼務可能

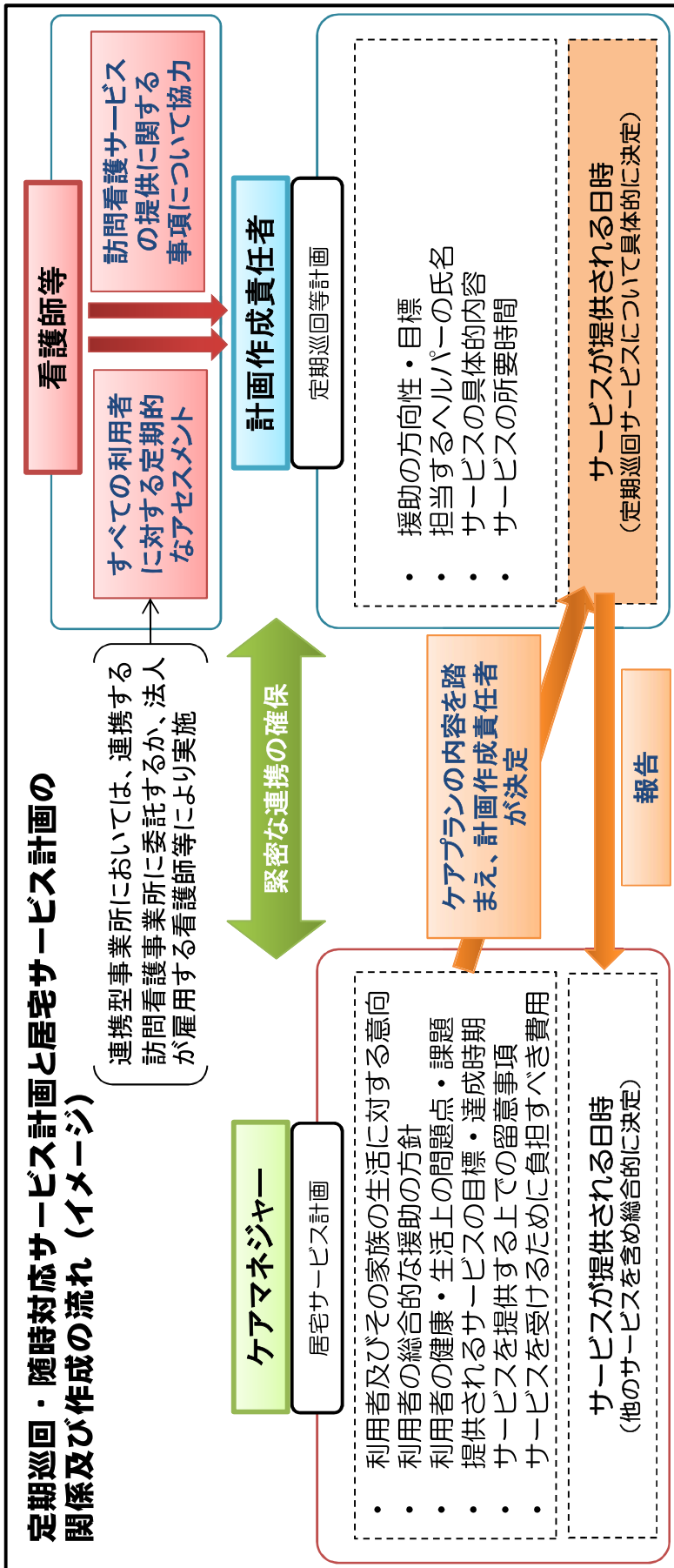
※2 「オペレーションセンター」の設置は設備基準としては求めず、地域を巡回しながら適切に随時のコールに対応する形態も可能

※3 利用者がコールを行う、オペレーターがコールを受ける際の機器は、一般に流通している通信機器等の活用が可能

定期巡回・随時対応サービス①（サービス計画）

- 定期巡回・随時対応サービスにおいては、移動効率向上の必要性も踏まえつつ、
 - ・ 一日複数回の訪問により利用者日々の心身の状況の把握が可能であること
 - ・ 把握した利用者の心身の状況に応じて柔軟にサービスを変更することが必要であることから、ケアプランに位置付けられたサービス提供日時にかかわらず、計画作成責任者がケアプランの内容や利用者の状況を踏まえ、サービス提供日時を決定することを可能とする。
- この場合、当該計画については、適宜、ケアマネジャーに報告することとする。
- なお、すべての利用者に係る計画について、看護職員の定期的なアセスメントを踏まえ作成することとし、訪問看護サービス利用者に係る計画の作成に当たっては、常勤の保健師又は看護師から必要な協力を得るものとする。

定期巡回・随時対応サービス計画と居宅サービス計画の関係及び作成の流れ（イメージ）



定期巡回・随時対応サービス②（地域との連携）

○ 地域包括ケアの推進を図る観点からの介護・医療の連携を強化する必要性や、包括払い方式とした場合の事業者のサービスの過少供給対策も含めた地域への情報公開等を適切に行う観点から、次の対応を行う。

1 介護・医療連携推進会議の定期的な開催

介護・医療連携推進会議（医療関係者を含めた地域の関係者等（利用者、利用者の家族、地域の医療関係者、地域住民、市町村の職員、地域包括支援センターの職員等）による会議）において、おおむね3ヶ月に1回以上、運営状況等について協議・報告・評価することを義務づける。

※ 地域密着型サービス（夜間対応型訪問介護・認知症対応型通所介護を除く。）において「運営推進会議」として開催を義務づけているものに相当。

2 サービスの自己評価及び介護・医療連携推進会議への報告と結果の公表を義務付け

3 介護相談員制度等の活用

○ サービス付き高齢者向け住宅等の集合住宅における困り込み防止の観点から、こうした集合住宅に居住する者に対してサービス提供を行う場合、地域への展開に努めることとする。

サービス付き高齢者住宅を拠点とした地域包括ケアの推進（イメージ）



定期巡回・随時対応サービス③（他事業所との連携）

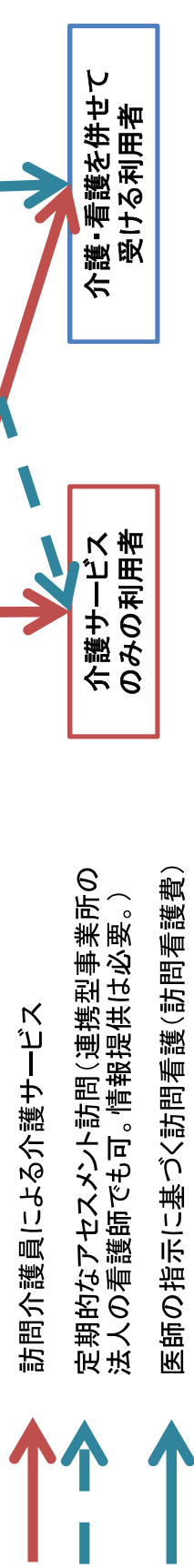
【事業の一部委託、夜間・深夜・早朝における随時の対応の集約化】

- 地域の実情に依りて、既存の地域資源・地域の人材を活用しながら、定期巡回・随時対応型サービスの実施を可能とする観点から、次による事業所間連携を可能とする。
- ① 地域の訪問介護事業所又は夜間対応型訪問介護事業所に対し、定期巡回・随時対応サービスの事業を「一部委託」すること
- ② 複数の定期巡回・随時対応サービス事業所間で、夜間・深夜・早朝における随時の対応サービスを「集約化」すること
- ①の「一部委託」及び②の「集約化」については、いずれも事業所間の契約に基づき行うこととし、その具体的な範囲については、市町村長が定める範囲内で行うこととする。

【連携型事業所と訪問看護事業所との連携】

- 連携型事業所については、利用者に対する訪問看護を提供する訪問看護事業所と連携し、連携する訪問看護事業所との契約により、以下の事項について必要な協力を得る。

- ① 利用者に対するアセスメント
- ② 随時対応サービスの提供に当たっての連絡体制の確保
- ③ 介護・医療連携推進会議への参加
- ④ その他必要な指導及び助言



夜間対応型訪問介護の人員基準

人員基準

①オペレーションセンター従業者

- ・提供時間帯を通じて専ら利用者からの通報受付業務に当たるオペレーターが1以上確保されるための必要数(利用者の処遇に支障がない場合、兼務のできる場合あり)
- ・利用者の面接その他の業務を行う面接相談員が1以上確保されるための必要数

※オペレーターは、看護師、介護福祉士、医師、保健師、社会福祉士、准看護師、介護支援専門員のいずれかの者

②定期巡回サービスを行う訪問介護員等

定期巡回サービスを行う訪問介護員等

- ・提供する時間帯を通じて、交通事情、訪問頻度等を勘案し適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数

随時訪問サービスを行う訪問介護員等

- ・提供する時間帯を通じて、専ら随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数(利用者の処遇に支障がない場合は、兼務のできる場合あり)

③管理者 常勤専従(管理上、支障がない場合は、兼務のできる場合あり)

※随時訪問サービスの注意事項

- ・併設の有料老人ホーム等に居住する利用者からの随時訪問の通報の対応についても定期巡回の事業所のオペレーターが直接受信し、対応できる体制を整備すること。
×有料老人ホーム等の職員がナースコールを受けて、定期巡回の事業所の随時訪問サービスを行う訪問介護員等に直接連絡する。
- ・オペレーターが利用者からの随時通報を受け付けた際には、随時対応サービスの提供内容について記録すること。

■人員に関する基準

【定期巡回】（地域密着条例第6条、第7条）

【夜間】（地域密着条例第48条、第49条）

■設備に関する基準

【定期巡回】（地域密着条例第8条）

【夜間】（地域密着条例第50条）

■運営に関する基準

*内容及び手続の説明と同意（地域密着条例第9条）

重要事項説明書は、申込者が事業所を選択するために重要な事項を説明するためのものである
ので、まず説明書を交付し、重要事項の説明を行うこと。その後、利用申込者等がサービス提供を希望する場合に同意を文書により得ること。

×重要事項の説明を行っていない。

×重要事項と運営規程の記載内容が相違している。

苦情相談窓口は、事業所の担当者名と連絡先に加えて、

「岡山県国民健康保険団体連合会 086-223-8811」

「岡山市事業者指導課 086-212-1012」を記載すること。

*受給資格等の確認（地域密着条例第12条）

利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認すること。

※コピーではなく原本で確認すること。なお地域密着型サービスであるので、原則保険者が変更になると同じサービス事業所を使えなくなることについて利用者、家族に十分な理解を。

*サービスの提供の記録（地域密着条例第20条）

※同一の用紙に、訪問介護の事業所など別のサービス事業所の記録が混在しないように事業所単位で管理すること。

*利用料等の受領（地域密着条例第21条）

- ・利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅においてサービス提供を行う場合は、それに要した交通費の支払いを受けることができる。

＝通常の事業の実施地域内では交通費（駐車料金を含む。）は徴収できない。

×サービス提供時に職員が使用するゴム手袋やたん吸引のチューブを拭く脱脂綿に使用するエタノールについて費用を徴収していた。

***多様な評価の手法（地域密着条例第23条第2項 岡山市独自基準）**

事業者は多様な評価の手法を用いてその提供する指定の事業の質の評価を行い、それらの結果を向上し、常にその改善を図ること。

***主治の医師との関係【定期巡回】（地域密着条例第24条、第25条）**

- ・訪問看護サービスの提供に当たっては特に医療機関の場合と異なり、看護師等が単独で行うことに十分留意するとともに慎重な状況判断が要求することをふまえ、主治の医師との密接な連携に基づいて行うこと。
- ・訪問看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（訪問看護サービス利用者のみ）、訪問看護報告書を定期的に主治医に提出すること。

***定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成【定期巡回】（地域密着条例第26条）**

***夜間対応型訪問介護計画の作成【夜間】（地域密着条例第53条）**

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び夜間対応型訪問介護計画は、居宅サービス計画の内容に沿ったものでなければならない。そのためには、サービス担当者会議に出席して情報共有をはかることや居宅サービス計画の交付を受けて、サービス内容の確認を行うことが必要。
- ・【定期巡回】サービス提供の日時については、居宅サービス計画に定められた日時にかかわらず、居宅サービス計画の内容及び利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、計画作成責任者が決定できる。この場合、計画作成責任者は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を担当の介護支援専門員に提供すること。
- ・【定期巡回】訪問看護サービスの利用がある計画については常勤看護師等の協力が必要。
- ・計画の作成に当たっては、その内容等を説明したうえで、利用者の同意を得なければならない。また計画書を作成した際には、当該計画書を利用者に交付しなければならない。
※居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から計画の提供の求めがあった場合には協力するよう努めること。

***同居家族に対するサービス提供の禁止（地域密着条例第27条、別居家族に対するサービス提供の制限（地域密着条例第28条、岡山市独自基準）**

同居家族に対するサービス提供の制限に加えて、岡山市の独自基準で家族の介護と保険給付対象サービスを明確に区分するため、別居親族に対するサービス提供の制限について条例に追加。ただし利用者が離島、山間のへき地その他の地域であって、その別居の親族からサービスの提供を受けなければ、必要なサービスの見込量を確保することが困難であると市長が認めるものについては規則において例外規定あり。

***管理者の責務（地域密着条例第31条）**

管理者がサービス提供を行うなど、兼務がある場合は、管理者業務に支障がないように留意

すること。

*運営規程の整備（地域密着条例第32条 岡山市独自基準あり）

運営規程に整備しなければならない項目【定期巡回・夜間】

（【定期巡回】の例。下線は岡山市独自基準の内容であり、運営規程にもりこむとともに独自基準にも沿った運営をすること）

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時、事故発生時等における対応方法
- (7) 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) 成年後見制度の活用支援
- (10) 苦情解決体制の整備
- (11) その他運営に関する重要事項 記録は完結の日から5年保存

*勤務体制の確保【地域密着条例第33条】

- ・各事業所ごとに勤務の体制を定め、その勤務の実績とともに記録すること。
- ・計画的な人材育成をすること。

*秘密保持【地域密着条例第36条】

- ・従業者が退職後も利用者及び家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じること。
- ・サービス担当者会議等において、利用者及び利用者家族の個人情報を用いる場合には、利用者及び家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくこと。

※個人情報利用の同意書の署名欄には、利用者と家族の欄を設けること。（×利用者本人と代理人のみ）

*地域との連携等（地域密着条例第40条）

- ・【定期巡回】介護・医療連携推進会議をおおむね3か月に1回以上開催すること。
※平成27年度の制度改正以降、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の外部評価の実施については、都道府県の指定する外部評価機関のサービスの評価を受けることに代えて、事業所が自らその提供するサービスの質の評価として自己評価を行い、これを介護・医療連携推進会議に報告した上で、公表することで行うことになっているので留意すること。
- ・【定期巡回】同一建物にサービス提供する場合には、地域にも提供するようにすること。
「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行うよう努めなければならない。」

*事故発生時の対応（地域密着条例第41条）

事故の状況等によっては岡山市事業者指導課へ報告を行うこと。

岡山市へ報告する事故は、岡山市介護保険事故報告事務取扱要綱に定める内容のもの
要綱の内容により所管課（事業者指導課）から報告を求めることがある。

＊【定期巡回】連携型の事業所の特例（地域密着条例第44条～第46条）

- ・指定訪問看護事業者との連携。

※訪問看護事業所側は定期巡回の事業所と連携をした場合、体制届の提出事項になるので連
携開始日の前月15日までに体制届を事業者指導課に提出する必要がある。

- ・連携事業者からの必要な協力

- （1）アセスメント
- （2）随時対応サービスの提供に当たっての連絡体制の確保
- （3）介護・医療連携推進会議への参加
- （4）その他連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たって必要な指導及
び助言

＊変更の届出等について（介護保険法第75条）

申請、届出をしている事項について変更があった場合は、10日以内に変更届出書（様式第4
号）を変更内容に必要な添付書類とともに岡山市事業者指導課へ提出すること。

なお事業所の移転など重要な変更の場合、事前に岡山市事業者指導課と協議すること。

事業者指導課のホームページ内の下記のアドレスを参照。

http://www.city.okayama.jp/hohuku/jigyousyasideou/jigyousyasideou_00017.html

＊介護給付費算定に関する届出について

既に「体制等に関する届出書」で届け出ている加算等の体制を変更する場合は、「変更届出
書（様式第4号）」、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」、「介護給付費算定に
係る体制等状況一覧表」及び各種添付書類を岡山市事業者指導課へ提出すること。

事業者指導課のホームページ内の下記のアドレスを参照。

http://www.city.okayama.jp/hohuku/jigyousyasideou/jigyousyasideou_00014.html

体制届は【定期巡回】【夜間】ともに算定開始月の前月15日（閉庁日は翌開庁日）が締切

※加算等が算定されなくなる場合はすみやかに加算取り下げの体制届を提出してください。

参考＜平成18年留意事項通知＞第一 届出手続きの運用

5 加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い

事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定され
なくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出させることとする。なお、この場合
は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとする。
また、この場合において、届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は、不正請求
となり、支払われた介護給付費は不当利得となるので返還措置を講ずることになることは当
然であるが、悪質な場合には指定の取消しをもって対処すること。

＊指定の更新について（介護保険法第78条の12）

介護保険法第70条の2第1項の規定により、介護保険事業者の指定の効力について有効期間が設けられています。このため有効期間満了後も指定の効力を有効にするためには指定の更新を受ける必要があります。

更新手続きの数か月前には事業者指導課から案内を送付していますが、更新の時期は確認しておいてください。

http://www.city.okayama.jp/hohuku/jigyousyasidou/jigyousyasidou_00013.html

＊廃止（休止）届について（介護保険法施行規則第131条の13第4項）

・事前届出制

介護サービス事業の運営が出来なくなった場合は、廃止又は休止の旨を岡山市に1月前までに届け出なければならない。例えば、9月1日から事業を休止しようとする場合、7月31までに届出を行うこと。

・継続的なサービスの確保

事業を廃止し、又は休止しようとするときは、引き続きサービスの提供を希望する利用者に対し、必要なサービスが継続的に提供されるよう、他の事業者、その他関係者と連絡調整を行うこと。

http://www.city.okayama.jp/hohuku/jigyousyasidou/jigyousyasidou_00012.html

ハ	初期加算	(1日につき +30単位)
ニ	退院時共同指導加算 一体型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所であって訪問看護サービスが必要な者のみ算定可能	(1回につき +600単位)
ホ	総合マネジメント体制強化加算	(1月につき 1000単位を加算)
ヘ	サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1月につき +640単位) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1月につき +500単位) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +350単位) (4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +350単位)
ト	介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×86/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×48/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90/100) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80/100)

注 所定単位は、イからヘまでにより算定した単位数の合計

： 特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算、総合マネジメント体制強化加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算については、支給限度額管理の対象外の算定項目

〔脚注〕
 1. 単位数算定記号の説明
 +〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
 -〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
 ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
 +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100

2 夜間対応型訪問介護費

基本部分	注	注
基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき 981 単位) 定期巡回サービス費 (1回につき 368 単位) 随時訪問サービス費(I) (1回につき 560 単位) 随時訪問サービス費(II) (1回につき 754 単位)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	24時間通報対応加算 1月につき 610単位
イ 夜間対応型訪問介護費(I) ロ 夜間対応型訪問介護費(II) (1月につき 2,667 単位)	×90/100	
ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(I)イ (1回につき 18 単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(I)ロ (1回につき 12 単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(II)イ (1月につき 126 単位を加算) (4) サービス提供体制強化加算(II)ロ (1月につき 84 単位を加算)	
ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき + 所定単位×86/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき + 所定単位×48/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +(2)の90/100) (4) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +(2)の80/100)	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計

： サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

■報酬算定上の留意事項について 詳細は青本などで十分確認しておくこと。

□訪問看護サービス部分が医療保険になる場合について【定期巡回】

介護保険の被保険者であって、要介護（支援）認定を受けている者については、原則として介護保険から訪問看護の給付が行われるが、

- ①末期の悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定める疾病等の患者（留意事項通知・青本P 4 6 0）
- ②利用者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別指示（訪問看護ステーションにおいては特別指示書の交付）があった場合は、交付の日から14日間を限度として（留意事項通知・青本P 4 7 1）

また、

- ③精神疾患を有する患者であり、精神科訪問看護指示書が交付された場合（認知症が主傷病であって精神科訪問看護指示書が交付された患者を除く）（平成26年度診療報酬改定による）についても医療保険の給付対象となるもの。

→定期巡回随時対応型訪問介護では「（1）訪問看護サービスを行わない場合」の算定

※医療保険側の規定により、介護保険対応となるものがあるので、よく確認しておくこと。

※介護保険の区分支給限度基準額を超える場合であっても、本人の希望等の理由により

※「厚生労働大臣が定める疾病」は、特定疾患治療研究事業の対象疾患の一部だけなので、よく確認すること。

→特定医療受給者証の有無と訪問看護が医療保険になるかどうかは直接の関係はない。

医療保険で請求することはできない。

□（平成27年4月～）同一建物減算について

【定期巡回】600単位/月減算 青本P 4 6 2、4 6 3

【夜間】×90/100（基本夜間対応型訪問介護費） 青本P 4 8 0、4 8 1

①同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物の定義

「同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物」とは、当該事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物（※1）及び同一の敷地内並びに隣接する敷地（事業所と有料老人ホーム等が道路等を挟んで設置している場合を含む。）にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを指すものである。

※1 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。（以下「有料老人ホーム等」）

②当該減算は、事業所と有料老人ホーム等の位置関係により、効率的なサービス提供が可能であることを適切に評価する趣旨である。

③同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が事業所の事業者と異なる場合であっても該当する。

□サービス提供体制強化加算について

次のいずれにも該当すること。

- ・ 従業者ごとに個別具体的な研修の目標、内容、研修時間、実施時期を定めた研修計画を作成し当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。
- ・ 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項（※）の伝達又は当該指定訪技術指導を目的とした会議を概ね1月に1回以上開催し、その概要を記録すること。

※利用者に関する情報若しくはサービス提供時に当たっての留意事項

- ・ 利用者のADLや意欲
 - ・ 利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望
 - ・ 家族を含む環境
 - ・ 前回のサービス提供時の状況
 - ・ その他サービス提供に当たって必要な事項
- ・ 当該事業所の全ての従業者に対し、健康診断等を少なくとも1年に1回、事業主負担で実施すること。新たに加算を算定しようとする場合にあっては、当該健康診断等が1年以内に実施されることが計画されていることをもって足りるものとする。
 - ・ 当該事業所の訪問介護員等の総数のうち、資格保持者、勤続年数3年以上の者の占める割合等がそれぞれ（Ⅰ）イ・ロ、（Ⅱ）に規定される割合を満たすこと。

- ・ 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く）の平均を用いることとする。ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。
- ・ 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。

※ 当該加算を算定している事業所においては、職員の割合について、前年4月から2月までの平均を計算し、計算結果が加算の要件を満たさなくなった場合等については、

すみやかに「体制の変更」を届け出ること。

- ・ 「常勤換算方法」とは「該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法
- ・ 当該加算算定中に当該年度のある時点で職員の割合を満たさなくなった場合の取扱いについては、ある時点において所定の職員の割合を満たしていなくとも、前年度の平均（3月を除く）を満たしていれば、当該年度については算定することができる。ただし、上記の場合で当該年度の平均（3月を除く）が満たさなくなれば、翌年度については算定することができない。

□ (平成 27 年 4 月～) 総合マネジメント体制強化加算 【定期巡回】 1、000 単位/月

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回サービス、随時対応サービス及び随時訪問サービス並びに訪問看護サービスを適宜適切に組み合わせて、利用者にとって必要なサービスを必要なタイミングで提供し、総合的に利用者の在宅生活の継続を支援するために、計画作成責任者、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が、日常的に共同して行う調整や情報共有の取組を評価するもの。

(平成 18 年厚生労働省告示第 126 号)

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の質を継続的に管理した場合は、1 月につき所定単位数を加算する。

〈厚生労働大臣が定める基準〉

次のいずれにも適合すること、

イ 利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、計画作成責任者、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の見直しを行っていること。

ロ 地域の病院、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が提供することのできる指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的な内容に関する情報提供を行っていること。

平成 27 年 4 月改定関係 Q&A

Q：定期巡回・随時対応型訪問介護看護の総合マネジメント体制強化加算について、「診療病院又は診療所等に対し、日常的に情報提供を行っている」こととあるが、「日常的に」とは、具体的にどのような頻度で行われていけばよいか。

A：定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する事業所は、日々変化する利用者の状態を確認しつつ、適時・適切にサービスを提供することが求められるサービスであり、病院、診療所等に対し日常的に情報提供等を行うことにより連携を図ることは、事業を実施するうえで必要不可欠である。

情報提供等の取り組みは、一定の頻度を定めて評価する性質のものではなく、事業所と病院、診療所等との間で、必要に応じて適宜・適切な連携が図られていれば、当該要件を満たすものである。

また、情報提供の取組が行われていることは、サービス提供記録や業務日誌等、既存の記録において確認できれば足りるものであり、加算要件を満たすことを目的として、新たに書類を作成することは要しない。